



News Letter

みんなのまちづくり

第43号 / 2019. 2. 20

発行 明姫幹線南地区 まちづくり協議会 広報部会

協議会会員の皆様へ

まだまだ寒い日が続いています。

平素は、何かとお世話になり、ありがとうございます。

明姫幹線南地区まちづくり協議会では、市街化調整区域の特性を活かした緑豊かで美しく住みよいまちを目指して活動を行っています。

当地区では、昨年5月から学校給食センターの建設工事が進められています。

この給食センターは、まちづくり協定を遵守し、近隣住民や周囲の農地へ悪影響を及ぼさないといった確約書を明姫幹線南地区まちづくり協議会と締結しています。完成は今年9月頃の予定です。

また、我々明姫幹線南地区まちづくり協議会が支援を行っているA地区まちづくり協議会は、昨年6月26日、市長にまちづくり計画案を提出しました。市は提案を受け当該計画の実現に向け対応を進めていくとのことでした。

今後もA地区のまちづくりへの支援を継続し、B、C地区のまちづくりに活かしていこうと考えておりますので、引き続きのご協力よろしくお願いたします。

明姫幹線南地区まちづくり協議会 会長 岸田 直樹



完成予定パース

(公告)

A 地区でまちづくり計画案が提出されました。

昨年6月26日、市役所南庁舎2階特別会議室で、明姫幹線南A地区まちづくり協議会から市長にまちづくり計画案が提出されました。

まちづくり計画案を提出するためには、地区の住民等の2/3以上の同意が必要なことから、昨年3月よりアンケート調査を実施しました。結果、約8割の同意を得て、その他提案要件も満たしたことから、6月24日にA地区の総会において承認を受け、市長への提案に至りました。

この提案を受け、市長は「地域のみなさんの力によってまちを支えていこう、よくしていこうとする姿は、まちの先進的なモデルになると思う。これに対し、市はできるだけバックアップしていきたい。」と発言されました。今後、当該提案の実現に向け、様々な対応を進めていくとのことです。

提案時の様子



神戸新聞にも掲載されました。

A 地区のまちづくり協定の運用が始まりました。

A地区のまちづくり計画案に盛り込まれていたA地区まちづくり協定が昨年8月7日に市長の認定を受け、すでに運用が始まっています。

この協定は、市のまちづくり推進条例に基づくものです。以前より「明姫幹線南地区まちづくり協定」の運用がされていましたが、条例に基づく協定を運用することで、資材置き場の新規設置の禁止や違反者への対応などが強化されています。

B、C地区においては、今まで通り「明姫幹線南地区まちづくり協定」の運用を継続しています。今後どうするかについては、A地区の状況をみながら検討していきましょう。

露天駐車場・資材置き場の新規設置について

明姫幹線南地区は幹線道路に面し、かつ地区内に広い道路が整備されていることから交通の便がよく、資材置き場等としての需要があります。耕作が継続できなくなった農地の地権者の中には、「何とか土地活用したい」と切実に思われている方々もいらっしゃるかと思います。

しかし、明姫幹線南地区まちづくり協定では、露天駐車場・資材置き場の新規設置は原則禁止であり、近隣住民や隣接農地等へ悪影響を及ぼさないよう様々な条件を遵守するとした確約書をまちづくり協議会と締結したもののみ新規設置が認められます。

私たちは、平成15年にまちづくり協定を締結し、「緑ゆたかで美しく住みよいまち」を目指して取り組みを継続してきました。ぜひとも、協定の主旨をご理解いただき、資材置き場等への土地活用をご検討の方は事前に協議会にご相談ください。そして協議会と締結した確約書の内容を確実に守って頂き、明姫幹線南地区が「緑ゆたかで美しく住みよいまち」に少しでも近づくようご協力をお願いします。

また、現在は土地活用等お考えで無い方も、今一度まちづくり協定の内容を確認していただき、ご存知ない地権者がおられましたらお声をかけていただきます様をお願いします。

事務局より

明姫幹線南地区は市街化調整区域のため、法律により一部の場合を除き、建築物の建築が認められない地域です。建築物の建築等を考えられる際は、法律違反とならないようご注意ください。

また、まちづくり協定の届出は、建築物を建てる場合だけでなく、建築物を建てず、土地利用のみ変更される場合も必要になります。詳しくは事務局までお問合せください。

「みんなのまちづくり」への 広告募集について

協議会の活動資金を得るため、「みんなのまちづくり」への広告を募集しています。約4cm×8cmのサイズで1口(2回掲載)5,000円となっています。この「みんなのまちづくり」は明姫幹線南地区の地権者等に約750部配布しています。「広告を出してもいいかな」と思われた方は事務局までご一報ください！

(公告)

平成30年5月29日に行われた役員会で承認、採決された内容を報告させていただきます

平成29年度事業報告

- ・ 総会の開催
- ・ 役員会、各部会の開催
(役員会6回(うち五役会5回)、広報部会1回 開催)
- ・ A地区の活動状況
(役員会11回、三役会1回、意見交換会1回、説明会2回 開催)

平成30年度活動計画

1. まちの将来像実現のための取り組み

- ・ 協定違反物件防止活動
- ・ 市街化調整区域にふさわしいまちづくりの推進

2. まちづくり協議会活動

- ・ 役員会の開催
- ・ 広報部会開催「みんなのまちづくり」の発行
- ・ 行政および関係団体との連携・調整
- ・ A地区のまちづくりの推進
- ・ B、C地区のまちづくりの検討

3. その他

- ・ まちづくり協議会の目的達成のために必要なこと

平成29年度決算報告

収入額	410,145円
支出額	107,869円 内訳 会議費7,020円 印刷・広報費9,525円 通信費88,744円 消耗品費2,580円
差引	302,276円 (平成30年度へ繰越し)

平成30年度予算

収入額	413,000円 内訳 繰越金 302,276円 市助成金 100,000円 広告料、その他10,724円
支出額	413,000円

協議会の運営やまちづくりに関するご質問は、各地区役員及び事務局に遠慮なくお問い合わせ下さい。
 明姫幹線南地区まちづくり協議会 事務局：高砂市まちづくり部まちづくり推進室都市政策課
 TEL：079-443-9033
 FAX：079-443-9091
 e-mail:tact3810@city.takasago.lg.jp